

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成31年4月7日 07時15分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市田倉埼西方沖 田倉埼灯台から真方位270° 1海里付近 （概位 北緯34° 15.9′ 東経135° 02.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>とら丸</sup> は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 虎丸、5トン未満（長さ9.08m）
船舶番号、船舶所有者等	252-1034 和歌山、株式会社MR33
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、航行中、主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が、燃料タンクを点検したところ、右舷燃料タンクが満タンであったのに対し、主機に燃料が供給される左舷燃料タンクがほとんど空の状態であることが分かり、右舷燃料タンクの燃料を左舷燃料タンクに移動できなかつたので、海上保安庁に援助を要請し、左舷燃料タンクに燃料を供給してもらい運航を再開した。</p> <p>本船は、本インシデント後、右舷燃料タンクの油水分離器を兼ねている燃料油こし器（以下「本件こし器」という。）を新替えしたところ、支障なく運航することができた。</p>
分析	<p>本船は、航行中、左舷燃料タンクが空の状態となった際、右舷燃料タンクの燃料を左舷燃料タンクに移動できなかつたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が本件こし器の状態を点検しておらず、本件こし器の目詰まり等により右舷燃料タンクの燃料を左舷燃料タンクに移動できなかつた可能性があると考えられるが、本件こし器に生じた不具合を明らかにすることはできなかつた。</p>
原因	本インシデントは、本船が、航行中、左舷燃料タンクが空の状態となった際、右舷燃料タンクの燃料を左舷燃料タンクに移動できなかつたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考え

	られる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出航前の点検において、燃料油こし器の状態を確認すること。